資料１

議題１　ごみ処理経費の適正な受益者負担（ごみ処理施設搬入手数料の見直し）について（岡崎市提出）

市名	回答 （１）ごみ処理経費と比較した現行手数料額の是非及び今後の改定予定について
名古屋市	ごみ処理原価と現行手数料には、乖離が一定程度あり（処理原価が約７～８円/kg 高い）、手数料改定について現在検討中。 手数料は、処理原価の１０円未満の端数を切捨てたものの過去５年間の平均値に基づき算定している。
豊橋市	本市における一般廃棄物の処理原価は２１０円/10kgですが、産業振興の観点から市内事業者への負担軽減を考慮し、手数料は１５０円/ｋｇと設定しています。なお、現行手数料額（平成３１年４月改定）は平成１８年度に設定した手数料に、人件費や物件費、減価償却費等を基礎に算出した処理原価上昇率を乗じて変更しました。今後の具体的な改定予定はありませんが、令和９年度に新炉が完成し、隣接する田原市との本格的な広域処理が開始されるため、この先の状況次第では、改定が必要と考えています。
岡崎市	議題提出市
一宮市	処理単価は30,656円/トンで、搬入手数料は家庭系、事業系共に計量表示10キログラムにつき200円です。 料金改定については、上記の処理単価のほか、近隣市町村と構成している「尾張部清掃工場連絡会議」の各団体と情報共有しつつ、改定の時期を決めて行く予定です。
瀬戸市	瀬戸市から排出される一般廃棄物は、尾張東部衛生組合（瀬戸、尾張旭、長久手）に搬入しています。搬入手数料は10kg 200円（家庭系・事業系共通）であり、近隣の清掃工場と単価を合わせて決定しています。尾張東部衛生組合では、ごみ処理経費と手数料に大きな乖離はなく、改定予定はないとのことです。
半田市	半田市では、令和３年４月から家庭系ごみ有料化が開始され、それに伴い市ごみ処理施設に直接搬入される家庭系ごみ処理手数料として、10キログラム当たり100円（税込）の手数料徴収を開始しました（ごみ処理経費の約３分の１を負担いただく設定）。また、事業系ごみの手数料については、令和３年３月までは10キログラム当たり150円（税込）でしたが、４月から10キログラム当たり200円（税込）に改定しました。本市における近年のごみ処理経費は、10キログラム当たり約350円です。
春日井市	処理手数料　事業系ごみ10kgにつき200円 家庭系ごみ10kg未満無料、10kg以上の部分について、10kgにつき100円 処理経費　令和元年度　10kg当たり約280円 家庭系ごみの処理手数料について、処理経費と乖離しているため、令和４年度改定に向けて事務を進めています。
豊川市	【焼却施設】ごみ処理経費と比較した際の現行手数料額の是非については、判断が困難。また今後の改定については、数年毎に市全体の見直し作業があるため、これに併せて検討する。この際には、併せて近隣市町の状況を参照し、判断する。 【資源化施設】稼働から4年であり改定予定はないが、他施設の改定状況により比較検討する。 【最終処分場】改定予定はないが、市内他施設及び近隣自治体の状況により検討する。
津島市	本市の手数料額は、海部管内７市町村（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）で構成されている海部地区環境事務組合の規定で家庭系及び事業系ともに10kg当たり200円とされており、現行手数料額の是非及び今後の改定予定については不明です。

議題１　ごみ処理経費の適正な受益者負担（ごみ処理施設搬入手数料の見直し）について（岡崎市提出）

市名	回答 （１）ごみ処理経費と比較した現行手数料額の是非及び今後の改定予定について
碧　南　市	本市では、衣浦衛生組合（碧南市と高浜市で構成する一部事務組合）のクリーンセンター衣浦に直接搬入する場合、ごみ処理経費として搬入者から搬入手数料（家庭系ごみは10kg当たり５0円（100kgまでは無料）、事業系ごみは10kg当たり100円）を徴収しておりますが、議題提出市同様にごみ処理経費と大きな乖離が生じています。 本市でも、ごみ処理経費の一定の受益者負担は必要であると考えております。負担額の大きい地域から、負担の少ない地域への流入も懸念されることから手数料の見直しについて検討の必要があると考えます。
刈　谷　市	本市の埋立ごみ処理手数料は、家庭系は100kg当たり91円（500kgまでは無料）、事業系ごみは100kg当たり173円を徴収しています。また、燃えるごみは刈谷知立環境組合にて、家庭系ごみは、量にかかわらず無料、事業系ごみは10kg当たり100円を徴収しています。 ごみ処理経費は、埋立ごみ処理が10kg当たり約520円となっています。事業系の燃えるごみについては、平成18年度に県下の平均処理経費にあわせて改定しましたが、現在（令和元年度時点）の約290円となっており、貴市と同様に大きな乖離が生じています。 本市としては、埋立ごみの処理手数料については住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に基づき、その適正化を図るとともに、埋立ごみの越境搬入を防止するため、近隣市の状況、社会情勢及び維持管理経費の変動を反映させながら、受入れ量や品物の区分も含め、近隣市と大きな差が生じないよう、市民生活への影響等を勘案しつつ、埋立ごみ処理手数料改定の必要性などを検討したいと考えています。 燃えるごみの処理にかかる手数料については、刈谷知立環境組合にて手数料と経費の乖離を解消するため、経費の大幅な削減に現在取り組んでおり、現在のところ手数料の改定は考えておりません。しかし、今後におきましては、国や県等の環境並びに廃棄物処理にかかる施策等の動向を注視し、廃棄物処理施設の整備、市民生活への影響等を勘案しつつ、ごみ処理手数料改定の必要性などを検討したいと考えています。
豊　田　市	当市の搬入ごみの処理手数料（焼却処理）は、家庭系ごみは10ｋｇ当たり60円、事業系ごみは10ｋｇ当たり100円となっている。 実際の焼却処理費用については、10ｋｇ当たり約250円（令和元年度）となっており、受益者負担の観点や県内他市の状況等から、ごみ処理手数料見直しの必要性があると考えている。
安　城　市	安城市では、家庭系ごみは10ｋｇあたり50円（30ｋｇ以下無料）、事業系ごみは10ｋｇあたり100円の搬入手数料を徴収しており、令和元年度における焼却処理費用が10ｋｇあたり約230円となっていることから、岡崎市と同じくごみ処理経費との乖離が生じている。現時点で搬入手数料改定の予定はないが、適切な受益者負担に関しては、取り組むべき課題として認識している。
西　尾　市	本市では、搬入手数料として、家庭ごみは10ｋｇ当たり70円（100ｋｇまで無料）、事業系ごみは10ｋｇ当たり110円を徴収していますが、ごみ処理経費との間に大きな乖離が生じています。加えて、ごみ処理施設の延命化を実施していることから経費負担が増加しており、利用者にも応分の負担を求める必要があると考えております。 更には、適正な負担を求めることにより、ごみ分別・資源化の向上やごみ量の低減なども期待できると考えます。今後の改定については、近隣市の状況、社会情勢及び維持管理費の変動を勘案して検討を予定します。
蒲　郡　市	搬入手数料（H27.4.1改定）は、家庭系ごみ10kg当たり60円（50kgまでは無料）、事業系ごみ10kg当たり100円です。ごみ処理経費については、家庭系120円程度、事業系が180円程度であり、コストに見合った料金水準とは言えない状況で、令和５年度の排出量の計画値と実績値との比較により実施の可否を判断する、ごみ処理の有料化の議論及び近隣自治体の動向を考慮して見直しを検討していく予定です。
犬　山　市	市ごみ処理施設の搬入者から搬入手数料（10kgにつき200円）を徴収しています。本市における近年のごみ処理経費（10kgあたり約232円）と乖離が生じていますが、現在のところ、改定の予定はありません。

議題１　ごみ処理経費の適正な受益者負担（ごみ処理施設搬入手数料の見直し）について（岡崎市提出）

市名	回答 （１）ごみ処理経費と比較した現行手数料額の是非及び今後の改定予定について
常　滑　市	本市は、武豊町と１市１町でクリーンセンター常武を運営し、ごみ処理を行っております。ごみ処理コストは10kg当たり265円かかっており、令和３年４月１日から事業系ごみの搬入手数料を10kg当たり160円から200円に改定しました。家庭系ごみの搬入手数料は近隣市町の状況を見て100円のままで改定は行いません。
江　南　市	ごみ処理施設搬入手数料については、可燃ごみは、近隣市町で構成する一部事務組合において処理経費から算出しています。 江南市において設定している「粗大ごみ処理手数料」及び「埋立ごみ処理手数料」に関しては実際の経費と搬入量などから算出し、５年毎に市全体において見直しを行っています。
小　牧　市	本市（小牧岩倉衛生組合）のごみ処理経費は、貴市と同程度（現行の手数料は10kg当たり約200円）と見込んでいますが、廃棄物処理手数料については、当面の間、改正の予定はありません。 引き続き、近隣市町の動向を見つつ、調査研究を実施します。
稲　沢　市	本市では、一般廃棄物処理手数料として10kgにつき200円を徴収しており、近年のごみ処理経費(10kg当たり230円)から概ね適切と考えておりますが、今後も適切な受益者負担を図る必要があることから、見直しについて適宜検討を進める必要があると考えております。
新　城　市	本市の一般廃棄物処理手数料は、1車につき、100kgごと800円、50kg以下400円としています。今後は、料金を10kgごとに100円とするなど細かく設定することで排出量に応じた負担となるよう、ごみの減量化と料金負担の公平性につなげる案を検討中です。
東　海　市	本市では、手数料として家庭系ごみは１０ｋｇあたり１００円（税抜）、事業系ごみは１０ｋｇあたり１５０円（税抜）徴収しています。近年の本市のごみ処理経費は１０ｋｇあたり約４００円となっておりますが、手数料見直しの予定はありません。なお、令和６年度に知多市とごみ処理施設を統合予定であり、今後のごみ処理手数料の金額は両市で協議中です。
大　府　市	本市のごみ処理を担っている一部事務組合（東部知多衛生組合）では、ごみ処理経費及び隣接自治体におけるごみ処理費用等を勘案し、平成31年4月から手数料を改定しましたので、今後すぐに料金改定を行う予定はありません。 （参考） 平成31年3月まで：10Kgまでごとに家庭系100円、事業系150円 平成31年４月から：10Kgまでごとに家庭系200円、事業系200円
知　多　市	搬入手数料（家庭系８５円／１０ｋｇ、事業系１５６円／１０ｋｇ）を徴収。 R2年度のごみ処理経費（７２４円／１０ｋｇ）と大きな乖離が生じています。 令和６年度にごみ処理施設の新施設稼働を目指しており、その際に料金改定を予定しています。詳細の料金体系については、調整中です。
知　立　市	知立市の不燃物処理場は家庭系の資源ごみ・不燃物を受け入れています。 ごみ処理手数料は埋立ごみのみ（10kgあたり20円100kg以下は無料）ポータブル車輌重量計にて計量して受入れ、後日納付書を送付して対応しています。手数料の改定に当たっては、受益者負担はもちろん、市民の理解を得るべく近隣自治体との均衡についても考慮しながら、可能な範囲で歩調を合わせて対応することが望ましいと考えています。しかし、当市の不燃物処理場での搬入者全員の廃棄物重量を計量して手数料を徴収するためには、大型の車輌重量計の設置が必要となります。知立市不燃物処理場の敷地内に車輌重量計を設置するためには新規出入り口の設置、レイアウト変更、車輌重量計及び受付の設置、人員の配置が必要であるため、場所、面積及び費用の面から対応することは難しいと考えていますが、今後の検討課題とさせていただきます。 　燃えるごみの処理に係る手数料については、刈谷知立環境組合にて経費の削減に取り組み、手数料と経費の乖離解消に努めているところであります。改定につきましては、刈谷市及び刈谷知立環境組合と連携を図り、ごみ手数料改定の必要性を検討したいと考えます。

議題１　ごみ処理経費の適正な受益者負担（ごみ処理施設搬入手数料の見直し）について（岡崎市提出）

市名	回答 （１）ごみ処理経費と比較した現行手数料額の是非及び今後の改定予定について
尾張旭市	瀬戸市、尾張旭市、長久手市で構成する尾張東部衛生組合では、一般ごみ搬入手数料の見直しを行い、今年度から50kgまで一律1,000円、50kg超は10kgにつき200円加算としたところです（変更前は10kgにつき200円、20kgまでは無料）。なお、ごみ処理経費は10kg当たり約140円で、手数料と比較すると低い状況です。現在のところ、手数料を改定する予定はありません。
高浜市	高浜市ではごみ処理施設を保有しておらず、一部事務組合である衣浦衛生組合が手数料を設定しています。（R3年度見直しについて検討するとのこと。）
岩倉市	（小牧岩倉衛生組合へ確認） 廃棄物処理手数料については、当面の間、改正の予定はない。 引き続き、近隣市町の動向を見つつ、調査研究を実施する。
豊明市	ごみ処理を担っている一部事務組合（東部知多衛生組合）では、ごみ処理経費及び隣接自治体におけるごみ処理費用等を勘案し、平成31年4月から手数料を改定しましたので、今後すぐに料金改定を行う予定はありません。 （参考） 平成31年3月まで：10kgまでごとに家庭系100円、事業系150円 平成31年4月から：10kgまでごとに家庭系200円、事業系200円
日進市	ごみ処理経費の方が現行手数料額より高くなってはいるが、さほど変わらないため妥当と考える。今後の改定予定はない。
田原市	■手数料額 家庭系（可燃ごみの袋）：　45L：22.5円/1枚、30L：15円/1枚、20L：10円/1枚、10L：.5円/1枚 事業系：100円/10kg ■手数料等の収入(令和元年度) 169,517千円 ■ごみ処理経費(令和元年度) 1,364,879千円 ■現行手数料の額の是非及び今後の改訂予定 「収入169,517千円÷ごみ処理経費1,364,879千円　＝　12%」であり、排出者はごみ処理経費の約12%を負担している。 「一般廃棄物処理有料化の手引き」の「有料化事例の紹介（京都府京都市）」によると、多くの市町村でごみ処理原価の10～30%を排出者に負担させてることや、本市のごみ排出量の推移を考慮して、令和５年度に手数料の改定や新設ができるように検討している。
愛西市	改訂については海部地区環境事務組合構成市町村にて決定するため未定
清須市	本市はごみ処理施設を保有していないため、ごみ処理経費の受益者負担は、ごみ袋代に含める形で徴収している。 ごみ処理経費とごみ袋代（手数料）が乖離していると認識しているが、今後の改定については今のところ予定はない。
北名古屋市	本市としての処理施設を有していないため、お答えできません。
弥富市	ごみを自己搬入で焼却施設へ搬入する場合、家庭系、事業系とも１０kgごとに２００円を徴収しております。焼却施設でのごみ処理経費は令和元年度で10kg当り314円（基幹改良工事費負担分込）となっております。現在のところ、金額を改定する予定はありません。
みよし市	本市が使用するごみ処理施設は、事務組合による運営のため手数料の見直しは事務組合にて行われます。

議題１　ごみ処理経費の適正な受益者負担（ごみ処理施設搬入手数料の見直し）について（岡崎市提出）

市名	回答
	（１）ごみ処理経費と比較した現行手数料額の是非及び今後の改定予定について
あ　ま　市	本市では、地区によりゴミの搬入先が異なっており、七宝・美和地区（家庭系・事業系ごみ）は、海部地区環境事務組合へ搬入、甚目寺地区の家庭系ごみは、搬入先が確保されていない（民間処理場を紹介）、事業系ごみは名古屋市（五条川工場）へ搬入している状況にあります。 この状況を踏まえ、令和元年度実績で回答します。 ■七宝・美和地区（海部地区環境事務組合） ※搬入手数料は、尾張部清掃工場連絡会議にて調整し決定したとのこと。 ・処理経費（10kgあたり：171.84円） ・搬入手数料（家庭系及び事業系ごみ共に：10kgあたり：200円） ■甚目寺地区（名古屋市五条川工場） ・処理経費（10kgあたり：218.68円） （単価内訳/ごみ処理費：10kgあたり：218円/焼却灰処理費：10kgあたり：222.68円） ・搬入手数料（事業系ごみ：10kgあたり：320円）
長 久 手 市	尾張東部衛生組合への一般廃棄物の搬入については、令和３年４月１日から５０kgまで１，０００円、５０kgを超えるものについては、１，０００円に１０kgにつき２００円を加算とするよう使用料を改定しています。 ※旧手数料：１０kg未満は無料、１０kg以上は１０キロにつき２００円。